

平成30年度福島市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

平成30年 4月 1日制定

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障害者優先調達の一層の推進を図る。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、本市の市長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、教育委員会、消防本部および水道局（以下「適用部署」という。）での物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のとおりとする。ただし、本市の競争入札参加有資格者名簿に登載されているものとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所・施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
 - カ 小規模作業所
- (2) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（※）
 - （※）重度障害者多数雇用事業所の要件
 - ① 障害者の雇用者数が5人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
 - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

5 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

(1) 物品

- ・ 食品類（弁当、菓子、パン等）
- ・ 印刷物類（広報誌、リーフレット、ちらし等）
- ・ 日用品類（被服、旗類等）
- ・ 農作物類（花苗、野菜苗、プランター等）
- ・ 普及、啓発用品類
- ・ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ・ 資源物回収作業
- ・ 施設、公園等の除草、清掃作業
- ・ 軽作業（袋詰め、組み立て、包装等）
- ・ クリーニング
- ・ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6 調達の推進方法

(1) 障害者就労施設等から提供可能な物品等及び適用部署が希望する物品購入、役務提供等についての情報を収集し、これらの情報をもとに、適用部署に対し障害者就労施設等への優先調達を依頼する。

(2) 障害者就労施設等への優先調達にあたっては、事務用消耗品に限らず、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食の活用など発注可能な物品等を適用部署において十分に検討する。

7 調達方針及び調達実績の公表

(1) 障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成又は見直しを行ったときは、市ホームページ等により、公表する。

(2) 調達実績については、翌年度の5月末までに概要を取りまとめ、市ホームページ等により、公表する。

8 調達の目標

平成30年度調達目標を、次のとおり設定する。

目標額 4,500 千円

(内訳)

・ 物品 4,000 千円

・ 役務 500 千円

9 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。